

26 御 監 第 147 号
平成 26 年 8 月 26 日

御殿場市長 若 林 洋 平 様

御殿場市監査委員 鈴木 健
御殿場市監査委員 稲葉 元也

平成 25 年 度 御 殿 場 市 特 別 会 計 の
資 金 不 足 比 率 の 審 査 意 見 の 提 出 に つ い て

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度御殿場市特別会計(簡易水道特別会計・観光施設事業特別会計・公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・公設浄化槽事業特別会計)の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

平成25年度 御殿場市特別会計 経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

- 1 経営健全化判断比率（資金不足比率）
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成26年7月23日から8月25日

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、その比率が正確に算出されているかどうかを主眼とし、各事業の決算書等との計数の照査を行うとともに関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位:%)

区 分	平成25年度	経営健全化基準	(参考)
			平成24年度
簡易水道特別会計	—	20.0	—
観光施設事業特別会計	—	20.0	—
公共下水道事業特別会計	—	20.0	—
農業集落排水事業特別会計	—	20.0	—
公設浄化槽事業特別会計	—	20.0	—

※資金不足額がない場合は、「—」で表示。

第5 総括意見

上記資金不足比率は経営健全化基準を下回っており、引き続き健全な経営に努められるよう要望する。